

生活支援センター虹色通信

2023年春号



住まいの場の「取りまとめ会」に関して

大津市ではここ数年で、障害が中軽度の方対象のグループホーム（以下、ホームと略します）の数が増えており、空いているホームも複数ある状況です。そのため今年度から、対象の方で空きがあるホームを希望する場合、相談支援事業所を通して見学や体験をしていただいた上で入居を決定する流れになっています。

しかしながら、行動障害を呈する方や重介護の方を対象にしたホームや施設に関しては空きがなく、新規整備も時間がかかる状況です。そこで、行動障害や重介護の方を対象としたホーム等が新規で整備されたときや、定員に空きが出たときは、大津市障害者自立支援協議会で、住まいの場の「取りまとめ会」を実施する形をとっています。「取りまとめ会」の流れは以下の通りです。

- ①行動障害や重介護が必要な方を対象にしたホームの新規整備や、ホームや施設に空きが出た場合は、その事業所から自立支援協議会に連絡が入ります。
- ②自立支援協議会から相談支援事業所に対して、取りまとめ会開催のアナウンスを行います。
- ③対象となり、入居を希望する人がいる相談支援事業所は、本人及び家族又は成年後見人の同意を得た上で、住まいの場入居調整依頼表を作成して自立支援協議会に提出をします。
- ④障害福祉課と自立支援協議会の構成メンバーにて取りまとめ会を行い、依頼表の資料を基に相談支援事業所にも聞き取りを行いながら、入居の優先順位をつけます。
- ⑤取りまとめ会で優先順位をつけた入居希望者のリストを、ホームに提出します。
- ⑥対象事業所は取りまとめ会での優先順位を参考に、提出者や希望者と面談を行い、体験利用等を通して、入居者の決定を行います。

つきましては、ホームの利用を希望する場合は、障害の程度にかかわらず、まずは普段利用している相談支援事業所の相談支援専門員にお伝えください。また、普段利用している相談支援事業所がない方は、障害福祉課にご相談ください。

知っていますか？成年後見制度



成年後見人は本人の権利を守る人です。

1 はじめに

生活支援センターにおいても、ご家族から将来に備えて、成年後見制度の利用に関する相談が入ることがあります。そこで今回は、成年後見制度に関して特集記事を組みました。

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによって、ひとりで判断することに不安や心配のある方が、さまざまな契約や手続きをする際にサポートを受ける制度です。成年後見人というと金銭管理のイメージが強いですが、それだけではなく、金銭管理も含んだ本人の権利、人権を守る制度です。本人が権利侵害にあわないように守ったり、本人の財産を管理したり、本人にとってより有益な生活のために、お金を適切に使うことができるよう支援をします。

また、サービス利用の申請や、確定申告等の各種手続きのサポート、本人の支援計画の内容を確認、ケース会議に出席し、本人の立場に立って意見を述べることもあります。

2 「法定後見」には3つのタイプがあります。



※ 同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を、取消（無効）にする権限です。ただし、本人が行った日常的な買い物などは取消されることはありません。

※ 代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限です。

3 成年後見人の具体的な役割は？

できること	できないこと
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用の手続や契約 ・保険料や税金の支払いやお金の出入れ ・定期的な訪問や生活状況の確認 ・施設入所の手続き ・書類の確認や福祉サービス事業者等への改善の申入れ ・必要のない契約の取消 	<ul style="list-style-type: none"> ・日用品の買い物など、日常生活に関すること本人への直接の介護や掃除など ・施設入所契約や賃貸契約などの「保証人」 ・病院で手術や輸血、検査等の「医療行為への同意」 ・本人の結婚や離婚などについての手続きや、本人に代わって遺言を書く

4 成年後見制度を使うメリットは？

- ①詐欺、悪徳業者などからの被害防止
- ②金銭管理で生活費のやりくり支援
- ③医療・福祉など事業者との契約行為を代理
- ④相続手続などを代理
- ⑤虐待からの救済、保護
- ⑥自分らしい生活を送れるように、一緒に考える



*成年後見制度を利用開始すると途中で中止できないため、利用をする前にしっかりと内容を確認して、申立てることが大切です。

5 成年後見人はどんな人が選ばれて、どんな仕事をするの？

成年後見人等は、ご本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。

成年後見人等は、家族や親せきのほか、福祉の専門家（社会福祉士）、法律の専門家（弁護士、司法書士）などが選ばれます。専門的な勉強をした地域の人（市民後見人）や、後見をしてくれる団体（法人後見）などが選ばれることもあります。団体が選ばれると、組織の複数の人数でチーム対応します。大津市では、NPO 法人あさがおや大津市社会福祉協議会が法人後見をしています。

また、複数の人（家族と専門家等）にしてもらうこともできます。その場合は、家族と専門家で複数後見をすることで、どのようなことを大切にされているか、どのようなお金の使い方をされてきたか、を専門家も理解して支援することができます。なお、家族が後見人になっていて、遺産相続を受ける場合、利益相反になるので「特別代理人」を立てることになります。ご本人が不利にならないように遺産分割がされます。

<成年後見制度を利用する流れ>

相談する

成年後見制度の相談窓口として、大津市権利擁護サポートセンターがあります。相談窓口にて、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人になってくれる方について、あらかじめ相談ができます。

申立人を決め、必要書類を揃える

申立手続ができる人は本人、配偶者、四親等以内の親族（子、孫、両親、兄弟姉妹、従兄弟、甥、姪など）、市長です。

申立て手続きを行う

申立人が申立書を作成し、診断書など必要書類、手数料の印紙、郵便切手などの準備が整ったら、それらを本人の住民票のある家庭裁判所に提出します。

家庭裁判所の調査官が面談調査を行う

家庭裁判所の調査官が本人や関係者と面談を行い、申立書に記載された内容をもとに、本人の状況などについて確認を行います。この面談は、原則、家庭裁判所で行われます。しかし本人が入院や歩行困難などの事情により、家庭裁判所まで出向くことができない場合には、調査官が出張して面談を行うこともあります。

家庭裁判所が本人の判断能力を確認する

家庭裁判所の調査官が、本人との面談を通して、判断能力を確認します。その結果、事前に提出した診断書に加えて、家庭裁判所が、本人の精神状態の鑑定を医師に求める場合があります。

後見人の選任

本人の心身状態並びに、生活や財産の状況、成年後見人候補者の職業や経歴、さらに成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見、その他一切の事情を考慮して、後見人の選任を行います。

申立てから利用開始までの期間は、多くの場合、早ければ1~2カ月、長くても4カ月以内くらいです。

6 成年後見制度にかかる費用は？

申込み時

申立てた方が下記の支払いをします。

- ・ 診断書・戸籍謄本等経費 約2千円～1万円
- ・ 申立て費用 約8千円



<場合によっては以下の費用もかかります。>

- ・ 鑑定費用約5万円（実際は申立ての1割程度の方が対象）
- ・ 申立て代行費用（弁護士や司法書士に依頼をする場合）

* 申立費用の助成制度があります（法テラス）

利用時

専門家の後見人に支払う報酬はおおよそ月2万円程度が目安です。しかし、預貯金や不動産などをたくさん持っておられる方の場合は、財産管理が複雑にもなりますので、裁判所の判断で高くなる場合があります。ただし、資産がなく、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合には、各市町村に「成年後見人等報酬助成金」の制度がありますので、ご相談ください。

7 大津市権利擁護サポートセンターの紹介

大津市権利擁護サポートセンターは、障害者・高齢者が住み慣れた町で、自分らしく暮らし続けることができるよう権利擁護に特化した総合的な支援を行う機関です。

○権利擁護に関する専門的相談

○成年後見制度利用の相談

【事務所】：明日都浜大津 4階

【連絡先】電話：523-7558

【開所日と時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00

【ホームページ】<https://npo-asagao.com/kenriyogo.html>



引用サイト「成年後見はやわかり」厚生労働省 <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

原稿協力：大津市権利擁護サポートセンター、彩社会福祉士事務所



Key word 「感覚統合」



こんなことはありませんか？

なんだかうまく座れない…（姿勢保持が）うまくいかない…

なんだか不器用…

体を動かして遊ぶのが苦手…

聴覚過敏 や 触覚過敏がある

動いてしまう…止まるのが苦手…



これは複数の感覚を整理したり、まとめたりする脳の機能である感覚統合に「つまずき」がある場合によく見られます。

感覚統合とは何でしょうか？

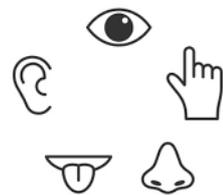
たくさんの刺激に囲まれながら生活していることを意識しているでしょうか。スマホを手にする時にもスマホが見えたことで、手にとろうという動きが生じます。電話がかかってきた音や振動でスマホを手にとることもあるでしょう。

スマホを見て → 視覚情報、見る機能（視覚）

電話がかかってきた → 聴覚情報、音（聴覚）
→ バイブレーション、振動

これは、いろいろな行動を引き起こしているのは様々な感覚だということです。「感覚」と聞いてすぐに思い浮かぶのは「五感」でしょうか？

五感とは→ 視覚・聴覚・味覚・嗅覚・触覚 です。



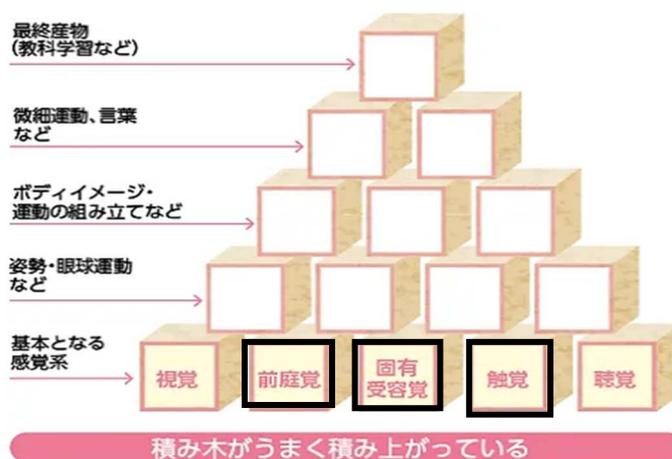
感覚統合では、五感とは少し異なり、あまり聞きなれない、意識されにくい次の3つの感覚が重要と考えています。

■ 固有覚（こゆうかく）	筋肉や骨で感じる、自分の身体を感じる感覚	
見なくてもポケットに入ったものを取れるのはこのためです		
■ 前庭感覚（ぜんていかんかく）	揺れや加速を感じる感覚です	
クルクル回る、ブランコや滑り台、ジェットコースター		
■ 触覚（しょっかく）	触れたり、温度、痛みを感じる感覚です	

これらは、遠くの情報を拾う 見る（視覚）・聞く（聴覚）とは違い、身体で直接感じる感覚というのが特徴です。

これらの感覚が、
感覚統合の土台を支えます。
→ 感覚統合の積み上がり

そのため、子どもの頃から
「しっかり身体で感じる遊びを積み上げてほしい」ということになります。
外遊びが難しい場合は、洗濯物を取り込む・たたむ、一緒に料理をする、掃除をする、食事を運ぶ、食器を洗うなどのお手伝いをするのもお勧めです。



しかし、「つまずき」は完全になくなるものではありません。
本人の伸ばせるところを伸ばし、マイルドにできるところをマイルドにしながら、同時に周囲の人が特性を理解し、支援の工夫や環境を調整することで、社会の中で楽しく生きていくことを目指す必要があると考えています。

文責：作業療法士（OT）かのう



2023 年度の生活支援センターの職員体制

- ・相談支援専門員を 9 人（うち主任相談支援専門員を 2 人）、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を 7 人、強度行動障害支援者養成研修修了者を 4 人配置しています。
- ・所長（管理者）飯田京子、副所長 松岡啓太、相談係長 東間祥子

事業名	業務内容	担当者
指定特定相談支援 障害児相談支援	生活支援センターと計画相談で契約している方の、サービス等利用計画作成及びモニタリング、地域生活を送る上での相談支援を行います。	東間 祥子 吉村 耕平 富高 余理 片岡 明子 古庄 奈央子 野村 恭子
認定調査	認定調査の調整及び調査を行います。	山崎 真理子
相談支援機能強化事業	大津市障害者自立支援協議会の事務局 相談支援事業所へのスーパーバイズ 重症心身障害及び医療的ケアの支援に関する専門相談	松岡 啓太 瀬古 衣映 坂本 彩（週 3 回勤務） 園田 千鶴（週 1 回勤務）
理学療法士	本人の姿勢や運動、生活動作に関する相談、及び介助方法や日常生活用具等の相談を担当。	泉 圭輔
作業療法士	日常生活における困りごとや、特性の理解等に関する相談を担当。	加納 雪絵
発達相談員	主に知的障害の方の発達支援に関する相談を担当。 基本は <u>週 1 日火曜日</u> の勤務となっています。	重富 紗希

- ・ 2023 年 3 月末をもちまして、下記職員が異動しました。

藤井 洋平（生活介護施設えがおに異動）、南方 孝弘（びわこ学園法人本部に異動）

発行元：大津市立やまびこ総合支援センター内 生活支援センター

発行日：令和 5 年 4 月 1 日

連絡先 住所：大津市馬場 2 丁目 13-50 大津市立やまびこ総合支援センター内

電話：077-527-0486 FAX：077-527-0334 メール：sien@biwakogakuen.or.jp